

虚偽記載の収支内訳書、調査通知直後の修正申告 etc.

# 当局作成の通則法Q&A、 重加算税関係を確認

本特集では、課税当局が個人課税職員向けに作成している国税通則法関係Q&Aから重加算税部分の一部を紹介する。調査審理等でも活用される重加算税Q&Aでは、「調査時に虚偽答弁が行われた場合」「虚偽の内容を記載し作成した収支内訳書に基づき申告した場合」「調査通知直後に提出された修正申告書に対する重加算税賦課の適否」などが取り上げられている。

## >> 過少申告についての認識の要否



正当な理由もなく借名口座（一般口座）により株取引をし、得た利益を申告していなかった納税者が、具体的な損益の金額を認識しておらず、結果として過少申告となった旨の主張をした場合であっても、重加算税を課することができるか。



重加算税を課することができる。

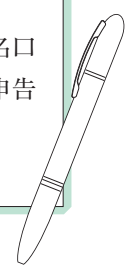


**解説** 国税通則法68条1項の文理からすれば、重加算税を課するためには、納税者が故意に課税要件事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その行為を原因として過少申告の結果が発生すれば足り、過少申告を行うことの認識を有していたことまでは要しないと解されている。

この点、「過少申告を行うことの認識を要するもの」として、脱税犯に対する刑罰があるところ、当該刑罰は、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目して科するものであり、その脱税犯が成立するために「税を免れる」ことについての認識が必要とされるものであることに対し、重加算税は、これを課することにより納税義務違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようとする趣旨に出た行政上の措置であり、これを課するために「納税者が故意に課税要件事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装」したことが必要とされるものであって、上記刑罰とその趣旨や要件を異にするものである。

設問の場合、損益金額の認識（過少申告の認識）を有していなくても、正当な理由なく借名口座（一般口座）による株取引を行うという隠蔽又は仮装の事実が認められることから、過少申告の認識を有していないとの主張をしたとしても、重加算税を課すこととなる。

《判決事例》最高裁昭和62年5月8日第二小法廷判決



最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい